

八雲町新庁舎等建設に係る基本的な考え方について

1 基本方針

(1) 現状

現在の役場本庁舎は、昭和36年に建設され、昭和63年に議会棟を増築し、現在に至っている。当初建設部分は耐震基準を満たしておらず、震度6強以上の地震で倒壊又は崩壊する恐れがあり、築58年以上が経過しているため老朽化も著しく、施設・設備等の故障も年々増加している状況にある。

また、教育委員会が入っている公民館は、昭和40年に建設され、本庁舎と同じく耐震性及び老朽化が大きな課題となっている。町民センターは昭和59年建設で比較的新しく、新耐震基準にも適合しているが、建材の一部にアスベストが使用されていることから改修等の必要があり、費用の面で課題がある。

その他、保健福祉課は本庁舎から約600mほど西側にあるシルバープラザ内に入っているため、教育委員会と共に窓口の分散化が課題となっていることや、それぞれの施設において慢性的に駐車場が不足している状況にある。

◇施設の現況（令和元年9月現在）

施設名	建設年度	築年数	延床面積	構造	駐車場	職員数	備考
役場本庁舎	S36	58年	1,209 m ²	鉄筋コンクリート造 地上2階建	122台	135人	
	S63	31年	1,920 m ²	鉄骨造 地下1階地上3階建			
公民館	S40	54年	1,997 m ²	鉄筋コンクリート造 地上2階建	51台	23人	・事務室 168 m ²
町民センター	S59	35年	1,407 m ²	鉄筋コンクリート造 一部2階建	60台	0人	
郷土資料館	S52	42年	783 m ²	鉄骨造 地上2階建	11台	2人	
木彫り熊資料館	S52	42年	531 m ²	鉄筋コンクリート造 地上2階建			
シルバープラザ	H9	22年	4,418 m ²	鉄筋コンクリート造 地上2階建	77台	34人	・事務室 173 m ² ・発達支援センター 130 m ² ・その他 4,115 m ²
子育て支援センター	S62	32年	728 m ²	木造 平屋建	7台	5人	・事務室 18 m ²

※昭和56年6月1日以前の建物は、旧耐震基準による建築。

(2) 新庁舎建設の必要性

本庁舎は災害発生時には迅速な復旧・復興を図るための活動拠点として重要な役目があるが、耐震性が不足している現状のままでは、開庁時間中に大規模地震が発生した場合、庁舎が倒壊または崩壊する危険性があり、多くの来庁者や職員が負傷する可能性もある。同時に、システムの損傷等により行政機能が停止し、災害復旧・復興の拠点としての機能が果たせないことも予想される。

また、相談室や会議室等も不足しており、プライバシーの保護やセキュリティー面でも万全とはいえない状況にあり、老朽化による設備の故障やエネルギー効率の低下も目立ち始めている。

仮に、耐震補強工事を行っても、分散化や駐車場不足は解消されないうえ、建物の寿命が大きく延びるわけではなく、いずれ耐用年数を迎え、建て替えることになる。加えて、補強工事に伴い耐震壁などを設置することにより、執務室や通路、窓口等が狭くなる等、新たな課題も想定される。

これらの事をふまえ、長期的な視野に立ち、さまざまな観点から総合的に検討した結果、新庁舎を建設することが必要と考える。

(3) 整備方針

新庁舎の建設にあたっては、八雲町公共施設等総合管理計画で示された役場庁舎、保健・福祉施設、社会教育施設等の複合化・集約化の方針と、平成31年3月に八雲町役場庁舎等整備調査特別委員会から提出された「八雲町役場庁舎等の整備に関する提言書」の内容をふまえ、機能性を重視し、経済性に優れた庁舎を基本として進めていく。

(4) 上位・関連計画との整合性

新庁舎建設にあたっては、「第2期八雲町総合計画」「八雲町地域防災計画」「八雲町公共施設等総合管理計画」「八雲町都市計画マスタープラン」「八雲町立地適正化計画」など、上位・関連計画との整合性を考慮する。

2 新庁舎の基本機能

(1) 防災拠点機能

- ・災害時における本部としての必要な機能を備えた会議室の設置。
- ・災害時応急物資の適正な保管場所の確保。
- ・大規模災害時等の一時避難場所、避難所として活用する。

(2) 窓口機能

- ・現在、別庁舎に入っている保健福祉課、教育委員会を新庁舎へ集約し、効率的な配置を検討する。
- ・来庁者の利便性の向上を目指し、ワンストップ窓口の実施に向けた配置の検討を行う。検討に当たっては、経費や職員体制を勘案し、戸籍・税・福祉などの各部門ごとにワンストップで用事が済むような仕組みを検討する。
- ・プライバシーに配慮した窓口や、相談室を設置する。

(3) 執務機能

- ・来庁者利用空間と執務空間を明確に区分して、それぞれがスムーズな人の流れとなるように配慮する。
- ・拡張性があり、多用途に使用できる会議室とする。
- ・執務室や会議室は、導線を考慮した配置とするとともに、資料等を保管できるスペースを確保する。

(4) 議会機能

- ・現在の議員数を変更しないと想定し、16人で算定された床面積を基本とする。
- ・議会からの提言にあるとおり、議場は、町民・団体の会議等で使用する事が出来るよう、汎用性の高い議場とし、現在よりも規模を縮小できないかを検討する。

(5) 複合化する施設機能

- ・公民館、町民センター及び郷土資料館は、新庁舎と一体で整備することとし、会議室等の共用できるスペースの省略化を検討する。
- ・保健センター及び子育て支援センター、子ども発達支援センターの職員を新庁舎に集約化することにともない、それぞれの事業を効率的に実施できるよう、各施設の在り方や具体的な各室の配置、設備等について、基本計画の中で検討を行うこととする。

(6) 町民利用スペース

- ・来庁者の待合スペースの他に、飲食可能なスペースを設け、高齢者等のコミュニティーの形成に配慮した庁舎とする。

(7) 維持管理

- ・維持管理コストの低減と設備等を長寿命化させるため、維持管理のしやすい素材や空間形状、更新・変更のしやすい器具や設備を選択するとともに機能変更などに柔軟に対応できる設計とする。
- ・太陽光発電や蓄電池、木質バイオマスボイラーなどの再生可能エネルギーの活用を検討し、災害による大規模停電などに対応できる、環境に配慮した庁舎とする。

3 新庁舎の位置及び規模の検討

(1) 新庁舎の建設場所

新庁舎の建設候補地の選定にあたっては、現在の本庁舎南側の職員駐車場位置または平成32年度に機能移転が決定した国立八雲病院及び北海道八雲養護学校の跡施設を有効利用することを想定し、各整備案について比較検討を行った。

また、4月から10月にかけて町内各地域において延べ20回の町民懇談会を実施した他、町内に住所のある中学3年生以上の町民3,000名を対象に、庁舎建設に関するアンケートを実施した。

①建設場所の比較

課題	現在地	国立八雲病院・養護学校跡地
・敷地面積	5,667㎡	病院敷地：84,855㎡ 学校敷地：11,492㎡
・用途地域	第1種住居地域	第2種中高層住居専用地域
・位置	○ 駅からの距離は約900mで、バス停からは比較的近く、中心市街地から徒歩での移動が容易。 また、新幹線新八雲駅（仮称）からは約3.1kmの距離となる。	△ 駅からの距離は約1.4kmで、現在の場所と比べると、中心市街地からの距離が遠くなるため、徒歩で利用されている方にとっては、利便性が低下する。 また、新幹線新八雲駅（仮称）からは約3.0kmの距離となる。
・まちづくりとの整合性	○	○ 立地適正化計画において、都市機能誘導区域に設定されており、今後の町づくりの方向性と合致する。
・津波浸水 ・洪水	△ 津波浸水区域からは1mほど高い海拔7mであるが、昨今の想定外の大雨や津波の際には浸水する可能性もある。	○ 海拔14m～16mであり、市街地の中では特に高い地域である。
・駐車場	× 駐車場台数は慢性的に不足しており、公共施設の複合化・集約化をする場合には、さらに不足することが見込まれる。	○ 国立八雲病院、養護学校を合わせると、96,347㎡となり、道の施設を誘致したとしても十分確保できる。
・工事施工に伴う配慮	△ 小学校が隣接しており、道路も狭いため、登下校時の安全確保に特に配慮が必要。	○ 国立八雲病院及び養護学校は令和2年8月にそれぞれ機能移転するため、その後は空き施設となり、制限されない。
・防災拠点	△ 万が一浸水した場合、災害対策拠点としての機能を果たせなくなる可能性がある。	○ 浸水の可能性が低く、敷地が広いため、一時避難場所や避難所の設置が可能。

これらの事を総合的に検討した結果、駐車場不足の解消や想定外の津波・洪水への対策などを重視する必要があると判断し、海拔が高く、養護学校の空き校舎を活用することで経費を削減することができ、町内に点在している公共施設をまとめて複合化することが可能である国立八雲病院及び八雲養護学校敷地を、新庁舎の建設候補地として選定する方向性とした。

(2) 新庁舎の規模

新庁舎の規模については、現在の職員数を基に、総務省起債許可標準面積算定基準により算出した面積を参考として、今後作成する基本計画の中で検討していくこととする。また、複合化の対象となる公民館、町民センター、郷土資料館は、養護学校の空き室を改修して利用するほか、空きスペースには教育委員会事務局や行政機能の執務室を配置することで、新築する部分の面積を減らし、コンパクトで機能性と経済性に優れた庁舎となるよう検討していく。

(3) 駐車場・駐輪場の規模

- ・来庁者用、職員用、公用車用それぞれで算定する。
- ・来庁者用は現駐車場の利用状況を基に算出する。
- ・職員用は職員数を基に算出し、公用車用は公用車台数を基に算出する。

(4) 構造

安全安心を支える庁舎として最も適正な構造計画を比較検討する。

4 新庁舎建設後の既存施設活用方法について

(1) 役場本庁舎

役場本庁舎は小学校が隣接しており、児童の送迎等で駐車場が混雑したり、行事の際には駐車場が不足して路上駐車等が発生し、近隣住民に迷惑をかけているなどの問題もあることから、耐震基準を満たしていない既設棟は解体し駐車場として活用することとする。

また、議会棟（S63年増築部分）は、築30年で大規模改修の時期であり、改修内容及び整備方法については、老朽化している学童保育所の移転先として活用できないかを含め、基本計画の中で検討していくこととする。

(2) 公民館・郷土資料館・木彫り熊資料館

公民館・郷土資料館・木彫り熊資料館は、共に耐震基準を満たしていないため解体することとする。

跡地については、町民アンケートや町民懇談会で、公民館が国立病院跡地の方へ移転してしまうと、高齢者や子供たちが歩いて利用するのは困難になるため、公民館跡にはサークルや人が集まれるような施設を整備していただきたいという意見が多数あった他、末広町周辺の町内会からも町内の行事等で公民館を利用していたため、移転後は代替の施設を用意してもらわなければ困る等の意見をいただいたところである。

これらの意見を尊重し、移動困難な高齢者や子供たちの活動の場を確保するとともに、地域活動の推進を図るため、公民館跡地において小規模な交流施設を整備することとし、具体的な機能及び整備方法については基本計画の中で検討をする。

また、郷土資料館の収蔵庫については、平成23年建設で今後も長期にわたり使用が可能であるため、建物の耐用年数が経過するまで使用することとする。

(3) 町民センター

町民センターは、基本方針の（1）現状でも記載したとおり、耐用年数はまだ残っているが、建材の一部にアスベストが使用されていることから、統合後は建物を解体し更地として管理することとする。

(4) シルバープラザ

シルバープラザについては、現在、社会福祉協議会に建物の管理を依頼しており、保健福祉課及び発達支援センターが移動した後も、貸館施設として活用を図ることとする。また、町民懇談会等では、ふれあいホールの音響が良くないとの意見も多くいただいたことから、新庁舎完成後は、大規模改修に合わせ音響設備等の整備も進めていく必要があり、改修内容及び整備方法については基本計画の中で検討していくこととする。

(5) 子育て支援センター

子育て支援センターは築32年で、耐用年数まであと10年程度残っているが、老朽化が著しいことから改修しての転用は難しいと判断し、解体のうえ更地として管理することとする。